

しずおか食ベトクキャンペーン 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けている地域経済を活性化させることを目的とし、デジタル技術を活用し、事業者の負担を軽減した静岡県版プレミアム付き電子食事券を発行する事業「しずおか食ベトクキャンペーン」の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食事券 前条の目的を達成するために、静岡県（以下、「県」という。）が発行するプレミアム付き電子食事券をいう。
- (2) 認証店 県の実施する「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」認証店及び浜松市の実施する「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」認証店をいう。
- (3) 参加店 認証店のうち、参加申請があり食事券を使用できる店をいう。
- (4) 特定取引 食事券が参加店において対価の決済手段として使用される飲食の提供をいう。
- (5) 利用者 参加店での特定取引において食事券を利用する者をいう。
- (6) 事務局 県からの委託を受けてしずおか食ベトクキャンペーンを実施する事務局をいう。

(事業)

第3条 本事業は次に掲げる食事券事業とする。

- (1) 事業名称：しずおか食ベトクキャンペーン
- (2) 食事券発行者：県
- (3) 食事券販売者：事務局
- (4) 食事券発行総額：100億円（県負担分20億円、プレミアム率25%）

(食事券の販売・利用等)

第4条 食事券の販売額及び発行方法については次のとおりとする。

- (1) 発行単位を1口5,000円（利用可能額6,250円分）とする。
- (2) 1人あたりの購入上限は販売期間中8口40,000円（利用可能額50,000円分）とする。
- (3) 販売期間は別に定めるものとし、販売期間中であっても販売予定額に到達した時点でその販売を終了する。
- (4) 発行方法は購入希望者がLINEアプリ内で購入する方式とする。

- (5) 発行に伴う決済方法はクレジットカード決済とコンビニ現金支払の2種類とする。
- (6) 購入者の居住地は県内に限定しない。
- (7) 食事券は別に定める利用期間内でのみ使用することができ、利用期間終了後に使用することはできない。
- (8) いかなる場合も食事券の返金・払戻しには応ずることはできない。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況により、県は食事券販売の一時停止又は利用の一時停止又はその両方の対応を行うことがある。

(食事券の利用方法)

第5条 利用者は、食事券を購入した携帯端末等で参加店に掲出された決済用QRコードを読み取り、その特定取引にかかる決済金額を決済画面に正しく入力することで決済を行う。

(食事券の利用範囲等)

第6条 食事券は、購入者が参加店との間における特定取引においてのみ利用することができる。

- 2 食事券を特定取引に使用する際、1円単位で使用するができる。
- 3 食事券を特定取引に使用する際、特定取引に使用された食事券の券面金額が、特定取引の対価を下回る場合、利用者はその差額を現金等により支払うことができる。
- 4 食事券は、転売、譲渡及び換金（ただし、第10条に規定する換金を除く。）をすることはできない。
- 5 食事券は次の各号に掲げる商品（飲食や役務等）の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 会計上、切り離すことのできない宿泊や入場料等とセットになったプランの支払
 - (2) 出前配達・通信販売により提供された商品等への支払
 - (3) キッチンカーにより提供された商品等への支払
 - (4) 食事券利用開始前に提供された商品等への支払
 - (5) 食事券使用期間終了後に提供される商品等への支払
 - (6) 参加店以外の店舗での使用
 - (7) その他、前号に類するもの、又は、社会通念上、食事券利用対象として知事が適当と認めないものへの支払

(参加店の登録)

第7条 参加店としての登録は、その資格を認証店のみが有する。

- 2 参加店としての登録を希望する認証店は、事務局が作成する専用WEBサイトからの申込み、又はFAX又は郵送により申請書による申込みを行わなければならない。

3 事務局は前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みを行った事業者が認証店であるかを確認のうえ、参加店として登録する。

(参加店の責務)

第8条 参加店は次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 認証店として認証基準を遵守し、感染症拡大防止に努めること。
- (2) 食事券の利用において、第6条第5号に定める取引は行わないこと。
- (3) 特定取引において、食事券の利用を拒否しないこと。
- (4) 決済を行う際は、その決済金額が利用者使用端末決済画面に正しく入力されているか確認すること。
- (5) 食事券の取扱い方法については、レジ担当者をはじめ食事券を取り扱う全ての従業員に周知すること。
- (6) 事務局が配布するステッカー、ポスター等を利用者の見やすい場所に掲出すること。
- (7) 事務局が配布するステッカーや決済用 QR コード等を、食事券利用期間終了まで適切に管理すること。
- (8) 県及び事務局が食事券利用促進を目的として、専用 WEB サイトや印刷物等に店名及び住所等を掲載することに同意及び協力すること。
- (9) やむを得ない事情がある場合でない限り、食事券が利用できる期間中においては、継続して参加店において特定取引を行うことに同意すること。
- (10) 登録内容の変更や登録を取り消す場合は、速やかに事務局まで届け出ること。
- (11) 不正行為と疑われうる食事券の自己取引を行わないこと。
- (12) 特定取引に疑義が生じた場合若しくは食事券の不正利用等の疑いがあるときは、事務局に報告するとともに調査に協力すること。
- (13) 本要綱を遵守し、食事券を適正に取り扱うこと。

2 参加店において本要綱に違反する行為を認められた場合や、参加店が認証店でなくなった場合、知事は当該参加店の登録を取り消すことができる。

(利用者の責務)

第9条 食事券の利用者は、本要綱の内容を十分に理解し、本要綱に同意したうえで購入・利用すること。

(食事券の換金手続)

第10条 事務局は利用実績に応じて月2回程度換金するものとする。なお、この際の参加店からの申請は必要としない。

2 前項による換金は、第7条の申込みにより登録した口座に行う。なお、換金に係る手数料は事務局が負担する。

(損害賠償等)

第 11 条 何人も次の各号の該当事由を認めた場合、食事券を無効とし、また、本事業に損失を与えたときは、県は県負担分に相当する金額の違約金を請求することができる。ただし、当該違約金は民法 420 条に定める損害賠償額の予定ではない。

- (1) 食事券を他人に売却し、利益を得た場合
- (2) 参加店に係る申請事項を偽って不正に登録した場合
- (3) 食事券の自己取引や架空取引を行った場合
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為を行った場合
- (5) その他本要綱に反する行為を行った場合

(免責)

第 12 条 認証店が登録を受けられなかったこと、参加店が登録を取り消されたこと又は参加店において感染症が発生したことによって、認証店、参加店又は参加店の利用者に生じる損失又は損害について、県はその補償及び賠償に係る一切の責任を負わない。

- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大等により、県が食事券販売の一時停止又は利用の一時停止又はその両方の対応を行ったことにより、参加店又は食事券購入者に生じる損失又は損害について、県はその補償及び賠償に係る一切の責任を負わない。
- 3 食事券の利用に際して、参加店と利用者との特定取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、県は一切の責任を負わない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 10 月 4 日から施行する。